

三労委勝利！

三重県労働委員会は10月21日、伊勢運輸区分会が組合掲示板設置などを求めて争っていた事件について、不当労働行為と認定しました。2013年3月25日の申し立て以降、約2年半の闘いは勝利しました。三重県協議会、名古屋地本の組合員の皆さん、大変お疲れ様でした。

名古屋地本は、勝利集会を11月7日に開催します。檄の集中をお願いします。

主 文

1 被申立人は、本命令書受領の日の翌日から起算して15日以内に、下記内容の文書を申立人らに交付しなければならない。

記

年 月 日

ジェイアール東海労働組合

中央執行委員長 小林光昭 殿

ジェイアール東海労働組合名古屋地方本部

執行委員長 山田哲也 殿

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘植康英 殿

当社が、貴組合の紀伊長島地区分会に対して、一方的に、紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消すとともに、伊勢運輸区の組合掲示板の設置を許可しなかったことが、組合弱体化を企図したものであり不当労働行為であると、三重県労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。